

## 会社法制見直しにあたっての基本的な考え方

会社法制は、全ての日本企業の事業活動を支える重要な法的インフラであり、  
企業の競争力を強化し、産業の健全な発展に資するものとなることを目指すべき

- (1) 全ての会社を対象とする基本法であることを踏まえて検討し、分かりやすい法制を目指すべき
- (2) 立法事実を見きわめ、会社法制として対応すべき課題であるかどうかを精査すべき
- (3) 諸外国の法制の安易な移植を避け、日本の社会・風土に適した会社法制を実現すべき
- (4) 会社法制の見直しが各方面に与える影響を精査し、一律・過重な規制によって企業活力を削ぐべきでない
- (5) 金融商品取引法や証券取引所規則との役割分担を踏まえ、相互の整合性確保や法令遵守コストに留意すべき

### 企業統治の在り方

コーポレート・ガバナンスとは①企業の不正行為の防止と②競争力・収益力の向上という二つの視点を総合的に捉え、長期的な企業価値の増大に向けた企業経営の仕組みをいかに構築するか、という問題。  
様々なステークホルダーの声を踏まえて多様かつ自主的な取り組みを尊重し、ガバナンスの向上に機動的に取り組める柔軟性の高い枠組みが必要。

#### (1)ガバナンス機構の在り方

監督と執行の分離という点で、監査役(会)設置会社と委員会設置会社は等価値であり、今後も選択制は維持すべき。

社外取締役の設置義務化など、一律・形式的なルールは企業の自主的なコーポレート・ガバナンス体制の構築を制約する。形式ではなく実質で判断すべき。

#### (2)従業員選出監査役制度

従業員選出監査役は、従業員の利益代表としての立場と会社の利益との間で深刻な利益相反を生じかねず、適正な監査に支障を来すおそれがあり、制度として不適切。

#### (3)いわゆる監査のインセンティブのねじれ

すでに監査役(会)が持っている権限が十分に発揮されれば、心配されているような利益相反のリスクは排除できる。監査役が十分に権能を発揮できるようなサポート体制づくりが最重要。

#### その他の見直し求められる論点

- (1) 株式買取請求権を行使できる株主の範囲の見直し
- (2) 企業再編時のブランド保護
- (3) 企業組織再編等により子会社の手元にある親会社株式の継続的保持

### 親子会社に関する規律

現行の会社法制は、親会社・子会社の関係であっても、それぞれの会社は別個の法人格を有し、法的に独立の存在であることが大前提であり、その枠組みとの整合性を保つべきである。

#### (1)親会社の株主の保護

子会社の経営は、一義的には子会社役員の責任。

親会社は、株主として子会社を監督しており、親会社取締役は子会社役員に対する会社法上の訴えを提起する権限を有しており、もし、親会社取締役が子会社を監督するという任務を懈怠していれば、親会社株主は、親会社取締役に責任追及できる。

親会社株主に子会社役員に対する代表訴訟提起権を与える必要はない。同様の理由で、子会社の重要な意思決定についての親会社株主総会の承認手続は不要。

#### (2)少数株主・子会社の債権者の保護

現行法上、子会社の役員が特定の株主である親会社を利する行為をしたときは、少数株主は子会社役員に対する責任追及が出来る。

大規模な第三者増資による支配権移転の問題等については、証券取引所規則等の改正・強化により、すでに少数株主の保護が図られている。